

島根県公立高等学校等奨学のための給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費に係る経済的負担の軽減を図るため、低所得世帯に対して島根県公立高等学校等奨学のための給付金（以下「給付金」という。）を給付することとし、その給付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公立高等学校等 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）のうち、地方公共団体及び国の設置するものをいう。
- (2) 高校生等 公立高等学校等の生徒であって、法第3条に規定する就学支援金の支給を受ける資格を有する者（特別支援学校の高等部である受給資格の認定を得ることができると認められる者を除く。）又は高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第3条に規定する者のうち、平成26年4月1日以降に公立高等学校等に入学した者で、各年度の7月1日現在に公立高等学校等に在籍する者をいう。
- (3) 保護者等 法第3条第2項第3号、法施行令第1条第1項及び法施行規則第2条第2項に規定する保護者等をいう。

(給付の対象)

第3条 給付金の給付対象となる者は、高校生等の保護者等であって、島根県の区域内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者とする。ただし、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている高校生等を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯
 - (2) 保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（前号の場合を除く。）
- 2 前項第1号における生業扶助の措置及び扶養の有無については、各年度の7月1日現在の状況によるものとする。

(給付金の対象及び給付金の額等)

第4条 給付金の対象は、授業料以外の教育に必要な経費とし、給付金の額は、別表のとおりとする。

- 2 給付金の給付は高校生等1人につき年度毎に1回とし、通算3回を限度とする。但し、定時制及び通信制に通う高校生等に係る交付は通算4回を限度とする。

(給付申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者は、島根県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める期日までに、給付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して教育長に提出しな

ければならない。

(給付決定等)

第6条 教育長は、前条の規定による給付申請書の提出があったときは、速やかに当該申請を審査し、給付決定通知書(様式第2号)又は不給付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(給付金の給付)

第7条 教育長は、前条の規定により給付の決定をした場合においては、速やかに給付金を支払うものとする。

(給付金の代理受領)

第8条 前条の規定により給付金を給付する場合において、当該申請にかかる高校生等が在学する公立高等学校等における学校徴収金等に未納または未収金がある場合は、当該給付金のうち、未納または未収金の額を当該公立高等学校等の長が代理で受領し、当該経費に充てることのできるものとする。

2 代理受領した公立高等学校等の長は、当該申請にかかる保護者等に対し、代理受領した理由、本給付金からの充当内容等を明らかにするとともに、残額がある場合は、適切に交付しなければならない。

(給付決定の取消し等)

第9条 教育長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、第6条に規定する給付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 給付の決定を受けた者(以下「受給者」という。)が虚偽その他不正な手段によって給付金の給付を受けた場合

(2) その他給付金を給付することが適当でない場合

2 教育長は、前項の取消しを行った場合には、受給者に対し、給付した給付金のうち、当該取消しに係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(給付金の返還)

第10条 受給者は、前条の規定による取消しの命令を受けた場合において、既に給付金の支払いを受けたときは、教育長が別に指示する方法により、給付金を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年5月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

別表（第4条関係）

高校生等一人当たりの奨学のための給付金給付額

世帯区分	給付金の額
1 生活保護法（昭和25年法律第14号）第36条の規定による生業扶助が行われている世帯	
当該世帯に扶養されている国公立の高等学校等に通う高校生等	年額32,300円
2 保護者等全員の県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（1の場合を除く。）	
当該世帯に扶養されている国公立の通信制以外の高等学校等に通う1人目の高校生等	① 年額80,800円
当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で国公立の通信制以外の高等学校等に通う2人目以降の高校生等	② 年額129,700円
当該世帯に扶養されている高校生等以外に15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯で国公立の通信制以外の高等学校等に通う高校生等	
当該世帯に扶養されている国公立の通信制の高等学校等に通う高校生等	③ 年額36,500円

（注）通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、国公立の通信制の高等学校等に通う高校生等は、全て③の単価を用い、国公立の通信制以外の高校生等は、全て②の単価を用いる。